


報道発表資料の配付日時 9月28日(水) 15時00分

| | | | |
|------------------|--|------|--|
| 発表項目 (行事名) | 第8回「ALPS処理水の海洋放出に関する庁内連絡会議」の書面開催について | | |
| 記者レクチャー のお知らせ | (実施日時) | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | <p>道では、ALPS処理水の海洋放出に係る庁内関係部局の迅速な対応を図るため、相互に連携し、国等の動向や水産事業者・輸出事業者など関連産業における状況など、必要な情報を広く把握・共有するため庁内連絡会議を設置しています。</p> <p>本日、第8回連絡会議を書面開催しましたので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日時 9月28日(木)</p> <p>2 内容(予定) ①関連産業の状況調査結果(9/22現在)について</p> | | |
| 参考 | <p>・会議資料は、道ホームページからも御覧いただけます。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/166098.html</p> <div style="text-align: right;">  </div> | | |

| | | | |
|-----------------|------|------|--|
| 報道(取材)に当たってのお願い | | | |
| 他のクラブとの関係 | 同時配付 | (場所) | |
| | 同時レク | | |

| | | | |
|-------------|--|--|--|
| 担当 (連絡先) | 経済部経済企画局経済企画課(担当者:課長補佐 日野) TEL ダイヤルイン 011-204-5309 内線 26-703 | | |
|-------------|--|--|--|

第8回 ALPS処理水の海洋放出に関する庁内連絡会議

会 議 次 第

日 時：令和5年9月28日

書 面 開 催

1 議 事

- (1) ALPS 処理水の海洋放出に係る関連産業の状況調査結果について
(9月22日現在)

ALPS 処理水の海洋放出に係る関連産業の状況調査結果について（9月22日現在）

9/19~9/22 の期間に産業団体等から聞き取り

(1) 既に生じている影響

○ 中国等へ向けた輸出停止による影響

(水産物連絡協議会)

- ・加工業者各社の冷凍倉庫へのホタテの在庫が積み増しされている。
- ・在庫消化が進まない一方、ホタテの水揚げは順調で、加工と保管に係るコスト(人件費や冷凍保管庫の電気代、他地区の冷凍倉庫への移送代など)がかさんでいる。

(商工関連団体)

- ・複数の荷主から輸出向け製品入庫の打診があるが、容易に入庫が難しい状況。
- ・中国以外への輸出を模索していた中、欧米の業者から値下げ要求があった。

(食品関係団体)

- ・玉冷の荷動き停滞と価格下落や中国向け両貝の輸出のストップが発生。
- ・輸出用のナマコ加工ができず、原材料の保管料が発生。

(2) 今後懸念すること

○ 中国の水産物輸入全面停止による影響

(水産物連絡協議会)

- ・加工業者は在庫の消化ができないため、収入がなく、今後の資金繰りを懸念。
- ・加工業者から、一連の問題への国の対策にスピード感がないと怒りの声がある。

(商工関連団体)

- ・中国の加工業者による道内秋サケの骨抜き加工(加工後、国内に戻す)を国内のみで対応することになれば、コスト面・人員面で対応できなくなる可能性が考えられる。
- ・秋サケの水揚げが順調になれば、出庫見込みがない製品の入庫は断らざるを得ない状況。
- ・東京電力への損害賠償や補助金申請に係る相談が出てきている。
- ・売り先の見直しに伴う再加工・再パッケージの人手不足解消に向けた設備投資に伴う負担増。

(食品関係団体)

- ・ホタテの在庫増に伴う玉冷価格の大幅な下落が予想され、水産加工業者から流通卸売業者への売価が原価を下回る可能性がある。
- ・道は、国内需要拡大の「食べて応援！北海道キャンペーン」を実施しているが、同時に水産加工業者へ売価下落に係る利益補填対策を講じなければ、赤字が増加してしまう。
- ・東電への賠償請求等の書類作成は難しいことも多く、賠償金を受け取るまでに時間を要することとなるが、支援体制の構築がされていないため、スムーズな請求が行えない。

(3) 海外(中国)の状況(北海道上海事務所からの情報)

- ・在上海日本国総領事館によると、抗議電話は皆無となった。
- ・現地の処理水に関する報道は大きく減少し、現在は国営テレビで週1回程度、ネットニュースで週に2~3回、目にする程度。
- ・道内から北京に進出の飲食店では、処理水放出後も客足への影響はほぼないが、年内に中国国内でオープンさせる計画だった新規4店舗のうち、1店舗が処理水放出を受けて白紙となった。

ALPS処理水海洋放出関連の 融資制度のご案内

道では、ALPS処理水の海洋放出に伴い、経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次のとおり融資制度をご用意しました。

1 制度の概要

| | |
|---------|--|
| 制度名 | 中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】（イ） |
| 融資対象者 | ALPS処理水海洋放出による直接的又は間接的な影響を受けた事業者であって、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少見込みの中小企業者等 |
| 資金用途 | 事業資金（設備資金・運転資金） ※道制度融資の既往残高の借換に要する資金も対象 |
| 融資金額 | 2億円以内 |
| 融資期間 | 10年以内（うち据置3年以内） |
| 融資利率 | 固定金利 年1.0%（融資期間5年以内） 年1.2%（融資期間10年以内） 変動金利 年1.0%（融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る） |
| 担保・償還方法 | 取扱金融機関の定めるところによります |
| 信用保証 | すべて信用保証協会の保証付きとします。 【保証料率】 一般保証適用の場合 経営状況に応じ年0.45%～1.90%（9段階） 特別小口保険適用の場合 年0.72% |
| 取扱期間 | 令和6年（2024年）9月30日まで |
| 取扱金融機関 | 北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、 農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会 |

※ 資金用途については、設備資金と運転資金の併用が可能です。
（併用時の融資金額は、1企業あたり合計2億円が限度となります）

借入を希望される場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて、商工会議所・商工会へお申し込みください。

※ 中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。

※ (公財 北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

S)

○ 決算書 2 期分

※ 2 期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表

○ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書 (法人の場合)

○ 見積書又は契約書 (必要に応じ提出)

○ 道が定める調書 (別記様式)

(注) 金融機関及び保証協会において、融資 (保証) 審査上、別途書類が必要となる場合があります。

7 2

道では、ALPS処理水の海洋放出により影響を受ける関連中小企業者等からの経営・金融に関する相談に対応するため、道庁及び各総合振興局・振興局に

7 2

を設置しています。

融資制度をはじめ、経営・金融に関するお困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

| 機関名 | 電話番号 | 機関名 | 電話番号 |
|-------------------|------|--------------------|------|
| 道庁 経済部 中小企業課 | | 檜山振興局 商工労働観光課 | |
| 空知総合振興局 商工労働観光課 | | 上川総合振興局 商工労働観光課 | |
| 石狩振興局 商工労働観光課 | | 留萌振興局 商工労働観光課 | |
| 後志総合振興局 商工労働観光課 | | 宗谷総合振興局 商工労働観光課 | |
| 後志総合振興局 小樽商工労働事務所 | | オホーツク総合振興局 商工労働観光課 | |
| 胆振総合振興局 商工労働観光課 | | 十勝総合振興局 商工労働観光課 | |
| 日高振興局 商工労働観光課 | | 釧路総合振興局 商工労働観光課 | |
| 渡島総合振興局 商工労働観光課 | | 根室振興局 商工労働観光課 | |

なお、融資制度については、お近くの商工会議所・商工会、北海道中小企業団体中央会又は 公財 北海道中小企業総合支援センターにもお問い合わせいただけます。

道では、ほかにも様々な資金使途に対応する融資制度をご用意しています。

詳しくは道のホームページをご覧ください。

北海道 制度融資

検索



令和5年9月

4 お申込み方法

借入を希望される場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて、商工会議所・商工会へお申込みください。

なお、「(2)経営環境変化対応貸付【認定企業】(従来型)」及び「(3)経営環境変化対応貸付【認定企業】(伴走支援型)」については、取扱金融機関への「直接申込み」も可能です。(下表の★印)。

【必要な添付書類 (金融機関及び保証協会で、融資(保証)審査上、別途書類が必要な場合あり)】

| 区 分 | | | | |
|---|-----|-----|-----|-------|
| | (1) | (2) | (3) | (4) |
| 融資あっせん申込書(あっせん申込) | ○ | ○ | ★ | ★ |
| 融資申込書(直接申込) | — | — | ★ | ★ |
| 決算書2期分 ※2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 各貸付区分で定める事業計画書、調書 | ○ | ○ | — | — |
| 「特定中小企業者」であることの市町村長の認定書 | — | — | ○ | ○(※1) |
| 売上減少要件確認書(融資対象②の場合)、売上高総利益減少要件確認書(融資対象③及び④の場合)、売上高営業利益率減少要件確認書(融資対象⑤及び⑥の場合) | — | — | — | ○ |
| 「伴走支援型特別保証制度」で定められた経営行動計画書 | — | — | — | ○ |

- ・法人の方は商業登記簿謄本又は登記事項証明書が必要。
- ・設備資金の場合は、見積書又は契約書が必要。
- ・「(3)経営環境変化対応貸付【認定企業】(伴走支援型)」について、経営者保証の免除を希望する場合は「経営者保証免除対応確認書」が必要。

(※1) 融資対象①の場合に必要。

5 融資制度に関するお問い合わせ先

北海道経済部地域経済局中小企業課 (Tel 011-204-5346) へお問い合わせください。

※各(総合)振興局商工労働観光課及び小樽商工労働事務所でも対応しています。

北海道のホームページからも確認できます。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/>

北海道 制度融資

検索

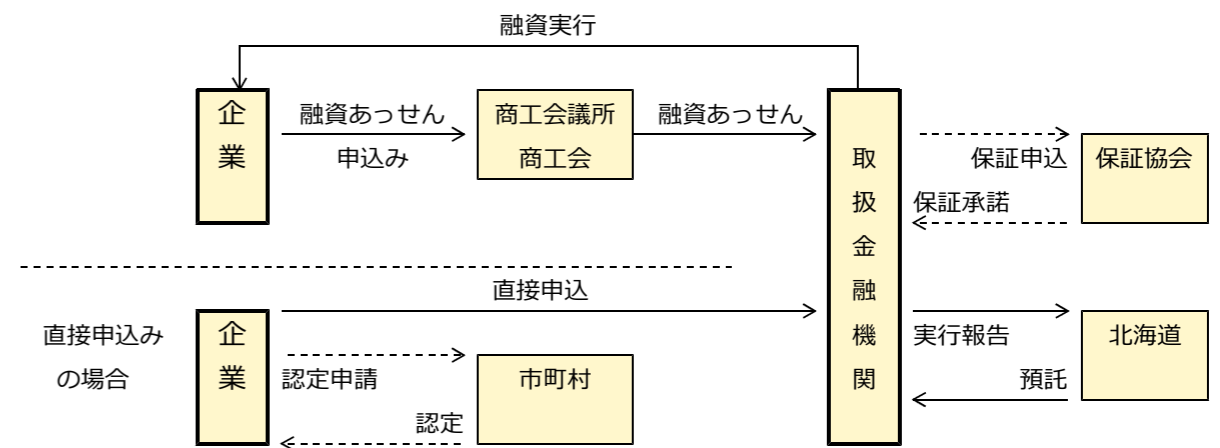


ALPS処理水の海洋放出により影響を受けた中小企業向けの融資制度などのご案内

道では、ALPS 処理水の海洋放出により経営に影響を受けている中小企業者等の皆様の経営安定を図るための融資制度を次のとおりご用意しているとともに、関連中企業者等の皆様からの相談に対応するため、「ALPS 処理水海洋放出関連中小企業等経営・金融相談室」を設置しています。

1 融資までの流れ (※詳しくは、「4 お申込み方法」をご参照ください)

道庁が融資審査を行い直貸する方式ではなく、取扱金融機関が融資審査を行い、融資を実行します (なお、保証を付す場合は信用保証協会による保証審査が別途あります)。



2 ALPS処理水海洋放出関連中小企業等経営・金融相談室について

影響を受ける関連中小企業者等の皆様からの経営・金融の相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。 ※相談受付時間は、平日の8:45~17:30となります。

道庁 (経済部地域経済局中小企業課)

Tel 011-204-5346 (金融に関する相談) Tel 011-204-5331 (経営に関する相談)

各(総合)振興局商工労働観光課

| (総合) 振興局名 | 電話番号 | (総合) 振興局名 | 電話番号 |
|------------------|--------------|----------------|--------------|
| 空知総合振興局商工労働観光課 | 0126-20-0061 | 上川総合振興局商工労働観光課 | 0166-46-5940 |
| 石狩振興局商工労働観光課 | 011-204-5827 | 留萌振興局商工労働観光課 | 0164-42-8440 |
| 後志総合振興局商工労働観光課 | 0136-23-1362 | 宗谷総合振興局商工労働観光課 | 0162-33-2528 |
| 後志総合振興局小樽商工労働事務所 | 0134-22-5525 | 十勝総合振興局商工労働観光課 | 0152-41-0636 |
| 胆振総合振興局商工労働観光課 | 0143-24-9589 | 十勝総合振興局商工労働観光課 | 0155-27-8537 |
| 日高振興局商工労働観光課 | 0146-22-9281 | 釧路総合振興局商工労働観光課 | 0154-43-9181 |
| 渡島総合振興局商工労働観光課 | 0138-47-9459 | 根室振興局商工労働観光課 | 0153-24-5619 |
| 檜山振興局商工労働観光課 | 0139-52-6641 | | |

3 融資制度の内容（融資制度名：中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金）

※下記の（１）、（３）及び（４）の各貸付区分における融資対象は、影響を受けている中小企業者等に合致すると想定される融資対象のみを抜粋して記載しています。

| 貸付区分 | 融資対象 | 資金用途 | 融資金額 | 融資期間 | 融資利率 | 担保及び償還方法 | 信用保証 |
|--|--|------|-------------------------|-------------------------|---|--------------------|--|
| (1)経営環境変化対応貸付 売上・利益が減少している方 | 次のいずれかに該当するもの ①最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ5%以上減少している ②最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高（生産高）が前々年度の売上高（生産高）に比べ減少している ③前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している ④最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している | 事業資金 | 5,000万円以内 | 10年以内 （うち据置 2年以内） | 固定金利 3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 10年以内 1.7% 変動金利 1.1% (融資期間3年超に限る) | 取扱金融機関の定めるところによります | 任意 保証料率 0.45~1.90% |
| (2)経営環境変化対応貸付【認定企業】イ 売上が減少している方 | ALPS処理水海洋放出による直接的又は間接的な影響を受けた事業者であって、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少見込みのもの | 事業資金 | 2億円以内 | 10年以内 （うち据置 3年以内） | 固定金利 5年以内 1.0% 10年以内 1.2% 変動金利 1.0% (融資期間3年超に限る) | | 必須 保証料率 0.45~1.90% |
| (3)経営環境変化対応貸付【認定企業】(従来型) セーフティネット保証5号の指定業種に属しており、売上が減少している方 | セーフティネット保証5号（中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定）の認定を受けたもの セーフティネット保証5号の認定は本社所在地を管轄する市町村長が行い、以下の要件のいずれかに該当することが必要 ①指定業種(*)に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること ②指定業種(*)に属する事業を行っており、原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、価格転嫁が著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期比で上回っていること。 ※指定業種については、中小企業庁のホームページをご覧ください。 https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm  | | | | | | 必須 保証料率 0.58~0.60% |
| (4)経営環境変化対応貸付【認定企業】(伴走支援型) 売上・利益が減少している方 | 次の①から⑥のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定したもの ①セーフティネット保証5号（中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定）の認定を受けた ②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少 ③最近1か月間の売上高総利益率が前年同月又は直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少 ④直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少 ⑤最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月又は直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 ⑥直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 | | 1億円以内 （上記2億円の 内数） | 10年以内 （うち据置 5年以内） | | | 必須 保証料率 0.2% (融資対象①の場合) 0.2~1.15% (融資対象②~⑥の場合) ※記載の保証料率は国の保証料補助後の事業者負担 |

道内の食品製造事業者と食関連機械メーカー等のマッチングを実施します！

【実施①】

食品製造事業者を食関連機械メーカーや商社が訪問し、製造現場の課題を把握する「企業見学方式」で実施します。

○対象者

生産現場の自動化、省人化、省力化を図るため、機械設備・ロボットシステムの導入等を検討している食品製造事業者



【実施②】

「ビジネスEXPO」に道内の食関連機械メーカー等が出展し、食品製造事業者が会場に来場いただく形で実施します。

○対象者

生産現場の自動化、省人化、省力化を図るため、機械設備・ロボットシステムの導入等を検討している食品製造事業者

○出展予定企業

(株)ニッコー、太平電気(株)、(株)ロボットシステムズ、(株)アイエムパック、旭川計量器(株)、(株)ASCe、北海道イシダ(株)、(株)モリタ、(株)タイヨー製作所、(株)ワールド山内 他

ビジネスEXPO概要

- ・開催日：令和5年11月 9日(木) 10:00～17:30
11月10日(金) 9:30～17:00
- ・会場：アクセスサッポロ（札幌市白石区流通センター4丁目3-55）

お困りごとの相談やマッチングの申込など、お気軽に以下連絡先までお問い合わせください！

ノーステック財団 ビジネスソリューション支援部
黒澤・安田 hcluster@noastec.jp
(011)792-6119



相談
無料